

震災と労働行政

大阪大学法学部教授

小 嶋 典 明

一 はじめに

法令は一般に平時の状況を前提とする。労働関係法令もその例外ではない。「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」、労働基準法一九条に規定する解雇制限および同法二〇

条に定める使用者の解雇予告（予告手当支払、義務は、ともにその機能を停止する（一九条一項但書、二〇条一項但書）。また、①三〇人以上の離職者を出す場合、②五人以上の高年齢者が離職する場合、③障害者を解雇する場合に、事業主が負う公共職業安定所長への各届出義務についても、こうした事業継続不能によるケースにおいては、その適用除外が認められている（①雇用対策法二

一条、同法施行規則八条二項、②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律一〇条、同法施行規則六条の四、同六条の三第二項二号、③障害者の雇用の促進等に関する法律八〇条、同法施行規則四二条）。ただ、法令の多くは、かかる消極的な有事への対応規定をおくにとどまっている。それがこれまでの現実であった。

阪神・淡路大震災が発生した一月一七日、労働省も災害対策本部を省内に設置。以後、法令改正による雇用調整助成金の積極的な活用等、矢継ぎ早に必要な施策を講じていった。「打つべき手はずで打った」。それが担当官の正直な感想である。しかし、職業紹介のあり方等、将来に課題を残すものとなった問題もなくはない。そう筆者は考えている。この未曾有の危機にあって、労

働行政はこれにどう対処したのか。その記録を残し、将来の参考に供すること、本稿の目的はこの一点にある。

二 雇用問題への対処

1 失業回避

震災は数多くの人々から生命や財産を奪ったほか、職場を失う危険をももたらすものとなった。この大量失業の危機をいかにして回避するか。労働行政にとって、それが最も大きな関心事であったことはいまでもない。

イ 雇用調整助成金の活用

労働省がまず着手した対策の一つに、雇用保険法施行規則一〇二条の三に規定する雇用調整助成金の活用

がある。事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、解雇以外の雇用調整の手段（休業、教育訓練、出向）を選択するよう助成金を支給することによって誘導する¹⁾。そこに本助成金の目的はある。

《地域指定方式の採用》 一月二

三日、労働省は早くも「兵庫県南部地震に係る当面の緊急雇用対策」の一環として、右の雇用調整助成金の特別措置を実施。同日、労働大臣は「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」（労令二号）を制定するとともに、これを即日施行した。その内容は、附則一六条二項の改正と関わるものであり、本則一〇二条の三第一項一号子にいう「緊急雇用安定地域事業主」を「読み替える」と等により、兵庫県神戸市ほかの指定地域（災害救助法適用地域と同じ）

表1 公共職業安定所の特別相談窓口における業務取扱状況
(兵庫県内の17安定所、平成7年1月25日～3月24日)

		事務所	求職者	その他	計
相談件数		26,551	25,836	2,842	55,229
相談内容	雇用調整助成金関係	12,759	188	739	13,686
	特定求職者雇用開発助成金関係	680	37	85	802
	雇用保険給付関係	9,884	19,490	589	29,963
	その他	3,228	6,121	1,429	10,778

出所：労働省発表資料による（以下の図や表についても同じ）

表2 雇用調整助成金実施計画届受理状況（兵庫県下の被災地）

	実施計画事務所数	休業等の延べ日数(人日)	対象人員数	対象人員1人当たりの日数
平成7年1月23日～2月末分	2,234	919,427	84,323	10.9
同年3月実施分	1,493	510,161	49,519	10.3
(参考)平成6年12月の県下業種指定分	約130	約33,000	約15,000	2.2

注)「被災地」とは、神戸、灘、尼崎、西宮、伊丹、明石、洲本、西神の各公共職業安定所の管轄区域を指す。なお、表4および表5においても同じ。

については、平成八年一月二二日までの一年間、従来の業種指定に比べ、地域指定による助成金の適用が行われることとなった(その後、一・三〇労令四号により指定地域を追加)。

こうした地域指定に関する従前の例としては、附則一六条一項に規定する「島原地域」やその旧二項が定めていた「奥尻地域」があるが、規模の大きさにおいて、今回のケース

は過去に前例をみないものであった。なお、その運用にあたって、一月二三日(施行日)から一ヵ月以内に実施された休業等については、二月二二日までに届出があった場合には、これを事前届出として取り扱うものとされた。

《指定地域外の下請事業主への適用》 ついで、二月二四日には「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」(労令七号)が制定さ

れ、これが即日施行されている。その結果、指定地域内の親事業主と取引関係のある(依存度三分の一以上)指定地域外の一次下請事業主(平成八年一月二二日まで)のほか、当該一次下請事業主と取引関係のある(依存度二分の一以上)指定地域外の二次下請事業主(中小企業事業主に限る、平成七年三月三十一日まで(後に六月三〇日まで延長、三・三一労令二三号)についても、雇用調整助成金の適用が図られることとなった(附則一六条二項の改正、同三項の追加。なお、依存度は労働大臣の定める基準による)。

《新卒者への適用》 さらに、三月一日に公布、即日施行された「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(法律一六号)が、その七四条において、「特定被災区域」(災害救助法適用地域、二条二項参照)内の事業所に雇用保険法の被保険者として雇用される旨、一月一七日前に約された者であって、現に当該事業所に雇用されることとなっている者(内定者)については、当該事業所に雇用されることとなる日(最大限、平成八年三月三十一日)までの間、当該内

定者を被保険者とみなして同法第四章(雇用安定事業等)の規定を適用すると定めたことを受け、同日、労働大臣は「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」(労令八号)を制定(即日施行)。新卒者を含め、継続雇用期間が六ヵ月未満の被保険者についても、休業等の対象とする場合には特例的に、平成八年一月二二日までの間、雇用調整助成金の支給対象とすることとした(附則一六条二項の改正、同四項の追加)。

なお、この間、被災地の公共職業安定所は特別相談窓口を設けるなど、きめ細かな相談援助ができるよう体制を確立(一・二三職発二八号)。兵庫県を例にとると、一月二五日の開設後二ヵ月間に、雇用調整助成金関係だけでも一万三〇〇件以上の相談が殺到した(表1参照)。また、あいにく制度改正により、雇用調整助成金の実施計画事業所も激増し、兵庫県(被災地)の場合、その対象人員は二月末までの分で、雇用保険の被保険者総数の一割を超える八万四〇〇〇人以上を数えるにいたった(表2参照)。

口 内定取消し対策
新規卒業者の採用内定を取り消

表3 新卒者の採用内定取消し等に関する相談状況等 (平成7年3月17日現在)

区分	合計	大学	短大	専修学校	高校	
合計	182社 1,406人	270	130	173	833	
① 現在、内定者に関して相談中のもの	33社 123人	16	13	6	88	
② 内定取消しを回避できたもの	83社 921人	189	103	109	520	
当初予定通り入職することとなったもの	50社 534人	122	50	52	310	
入職時期の繰下げで対処できたもの	28社 387人	67	53	57	210	
③ 内定取消しが確定したものの	66社 362人	65	14	58	225	
④ ③の対象者の現在の状況	採用決定	153人	6	4	18	125
	進学へ変更	9人	0	0	0	9
	求職活動中	120人	13	3	14	90
	未定・不明	80人	46	7	26	1

注) 調査対象は、兵庫県・大阪府内の公共職業安定所

し、またはこれを撤回する場合に、公共職業安定所長または学校等の施設長に、その旨を通知するものとする。職業安定法施行規則三五条二項(二号)はこのように定めている。本条項は、採用内定の取消しが社会問題化した一昨年春の省令改正(平五・四・一労令一〇号)の結果、設けられたものであるが、今回の震災においても内定取消しの多発といった事態が懸念された。こうしたなか、日本経営者団体連盟(日経連)は、震災に伴う失業者とともに、内定を取り消された新卒予定者についても、その救済を

図るため、加盟企業を通じて大量採用に乗り出すことを決定。関西経営者協会加盟企業を中心に、全国各地でこれに呼応する動きが活発にみられた。

一方、労働省も公共職業安定所を通じて積極的に事態の打開に努め、震災後二ヵ月間に一、四〇〇人余の内定取消し事案を処理。その約三分の二にあたる新卒者について、内定取消しを回避することに成功した(表3参照)。その背景には、安定所職員の努力もさることながら、新卒者に対しても雇用調整助成金の支給対象とすることを認めた前述の省令改正が大きくものをいっただように思われる。

なお、以上のほか、労働省はこの三月一日の改正省令(労令八号)において、生涯能力開発給付金に関する暫定措置をあわせて規定(雇用保険法施行規則附則一八条の三(現行一八条の四)の追加による本則二二五条二項および三項の「読み替え」)。「特定被災区域」内にある事業所の内定者についても、能力開発給付金および自己啓発助成給付金の支給対象とすることとした。また、その後、三月三十一日には、「災害による内定取

消し未就職者」を雇用対策法施行規則二条および三条に定める訓練手当および広域求職活動費の支給対象とする、省令改正(労令一九号、四月一日施行)が行われている(3)。

2 失業給付

しかし、震災によって企業が被ったダメージはあまりにも大きく、多数の失業者が発生することは当初から十分に予測された。こうした事態への対応策として打ち出されたものに、以下にみる失業給付の特例措置がある。

《災害特例》 一月二三日、前述した「当面の緊急雇用対策」の一環として、労働省はまず「災害特例」の実施に踏み切っている。これにより、災害救助法の適用地域においては、被災に伴う事業所の休廃止による失業者はもとより、一時的に離職を余儀なくされた労働者(II再雇用の予約のある者)に対しても、失業給付(基本手当の支給)が特例的に行われることとなった。また、これと同時に、受給者の居住地を管轄する公共職業安定所以外の安定所においても失業給付を受けることができよう、本来の居住地を離れた被災

表4 雇用保険受給資格決定状況 (兵庫県下の被災地)

	特例支給分		その他の離職	計
	災害特例 (一次的離職)	激甚災害法による 特例(休業)		
平成6年1月17日 ~2月16日	—	—	* 6,300	* 6,300
平成7年1月17日 ~2月16日	477	3,450	8,444	12,371
前年同期比	—	—	34%増	96%増
平成7年1月17日 ~2月28日	782	6,446	13,263	20,491

注) *は推計値

労働者の便宜を図る措置が講じられた。
なお、以上の特例措置は、いずれも法令改正にもとづくものではなく、法令(雇用保険法四条三項に定義

する「失業」および同法施行規則一条三項一号にいう「住所又は居所」を柔軟に解釈適用することにより、その実施をみたものであった。

《激甚災害法による特例》 一月二五日、内閣は前日の閣議決定を受け、「平成七年の兵庫県南部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(政令一〇号、三・一政令四一
号で「阪神・淡路大震災」と改称)を公布。これにより、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭三七・九・六法律一五〇号、激甚災害法)二条一項にいう激甚災害として指定されるとともに、平成八年一月一六日(指定期日)までの間、同法二五条に定める次のような措置が適用されることとなった。

a 「激甚災害による被災区域」(「災害救助法適用地域、激甚災害法施行令四八条、同二五条(準用規定)参照)にある雇用保険法の適用事業に雇用されている労働者が、事業所の被災による休業のため就労することができず、かつ賃金を受けることがで

きない状態にあるときは、これを失業しているものとみなして基本手当を支給することができ(二項)。

b この場合、基本手当の支給を受けるには、当該休業について労働省令(激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令)(昭三九・七・一一(労働一八号))の定めるところにより、労働大臣の確認(休業の確認)を受けなければならぬ(離職票に替えて休業票を交付、二項)。

c 休業の確認があつた場合における雇用保険法の適用については、休業初日の前日に離職したものとみなし(三項)、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす(六項)。

d 高年齢継続被保険者(六五歳以上)や短期雇用特例被保険者(季節的雇用者等)に対しても、一般の被保険者と同じ給付を行う(前者はシステム上、六四歳とみなす。後者は五〇日分の一時金が九〇日分の普通給付となる。五項)。

また、右の激甚災害法の適用を受

け、被災区域内に居住する受給資格者については、①自己都合退職の場合の給付制限期間が、雇用保険法三三条一項に規定する最短の一ヵ月に短縮された(従前は三ヵ月、労働大臣の定める基準(同二項)の変更)ほか、②所定給付日数分の支給満了日(最大限、平成八年一月一六日)までに就職できる見込みがないときは、六〇日を限度として給付日数が延長される(雇用保険法二三条に定める個別延長給付、同法施行令三一条一項六号(現行七号)および二項、同法施行規則三五条および三二条四号参照)こととなった。

かくして、被災地における雇用保険受給資格決定件数は急増。兵庫県下の被災地の場合、震災後一ヵ月間におけるその決定件数は前年同月比で九六%増と、およそ倍増するまでになった(表4参照)。一方、兵庫県を例にとると、公共職業安定所に設けられた特別相談窓口における雇用保険給付関係の相談件数も、開設後の二ヵ月間で三万件弱を数えるにいたつた(表1参照)。なお、雇用保険はその強制保険としての性格上、「未加入」事業所に勤務していた者に対しても、法一三条および一

表5 新規求人・求職状況 (兵庫県)

	平成7年2月分			平成6年2月分			対前年比 (%)	
	求職者数	求人数	求人倍率	求職者数	求人数	求人倍率	求職者数	求人数
被災地	20,584	14,997	0.73	11,464	7,164	0.62	179.6	209.3
その他の兵庫県	7,175	9,077	1.27	5,162	6,191	1.20	139.0	146.6
計	27,759	24,074	0.87	16,626	13,355	0.80	167.0	180.3

表6 新規被災求職者の状況 (平成7年1月17日～2月24日)

	新規被災求職者数 (人)	被災求職者の就職件数 (人)	就職率 (%)
兵庫県	7,152	292	4.1
その他の都道府県	2,541	300	11.8
合計	9,693	592	6.1

注) 「被災求職者」とは、震災に伴い新たに求職活動に入ることを余儀なくされた者や、震災以前と比べて就職活動に係る援助が一層必要となった者等の求職者を指す。

四条に定める資格要件を満たす場合には、基本手当が支給されることになる(4)。このようなケースが多数みられたのも、今回の震災の特徴であった。

3 職業紹介

求人数は倍増したが、就職率は低迷を続ける。労働省が発表した統計資料(表5および表6)は、公共職業安定所の紹介ベースでみた、このような被災地の実態を明らかにして

いる。求人対求職のミスマッチ、円高の急激な進行もあって、労働市場の先行きは明るくない。こうしたなか、法と政策の模索は続いた。

《クォータの法定》 三月一日、

「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就業促進に関する特別措置法」(法律二〇号)が公布、即日施行される。同法の目的は、被災地の公共事業(建設または復旧の事業)において、被災失業者の優先雇用を図ることにあり、その中心となる規定は以下のように定めていた。

- a 労働大臣は、激甚災害法二五条一項本文の政令で定める地域(前出の「激甚災害による被災区域」のうち、多数の失業者が発生し、または発生するおそれがある地域として労働大臣が指定する地域(特別地域)において計画実施される公共事業について、その事業種別に従い、職種別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの被災失業者の数との比率(吸収率)を定めることができる(二条一項)。
- b 請負企業を含む公共事業の事

業主体は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の被災失業者を雇い入れていなければならない(二条三項、ただし四項で、これが困難な場合の直接雇用を認める)。

これを受け、同日、労働大臣は、法二条五項および六項の定めるところにより、①特別地域および措置期間に関する告示(労告一一号)とともに、②吸収率に関する告示(労告一〇号)を制定。その結果、①「特別地域」は大阪府一、兵庫県八の計九公共職業安定所管轄区域(一部地域を除く)、「措置期間」は平成七年三月一日より平成八年二月二十八日までの一年間と、また②「吸収率」は公共事業(事業種別)⑤に使用される無技能労働者の四〇%と、それぞれ定められた。

かかる吸収率(クォータ)の法定例としては、他に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律二二条(失業者吸収率)や地域雇用開発等促進法一九条(吸収率)があり、それぞれに關係する大臣告示(昭四七・五一労告四〇号、昭五八・七・一労告五五号)の内容を含め、今回の例はこれらの前例をほぼ忠実に踏襲したも

のとなつている(なお、法三条一項は、特別地域においてはこれら二つの規定の適用を除外する旨定めてい
る)。

しかし、被災地における求人は、現在、復旧関連のあまり技能を要しない仕事(無技能労働)に集中しており、この方面ではむしろ人手不足が深刻な状況にあると聞く。吸収率の法定が本当に必要なものであつたのか。また、こうした措置が真に有効な失業対策といえるのか。しかるべきときに、その「反省」が必要となる

《原則は変えず》 「神商議、職業紹介へ」。二月一日の神戸新聞朝刊は、「被災者の再就職促進、国に法改正を要望」との小見出しをつけて、こうリードを打った。記事は続く。「阪神大震災に伴う雇用不安を解消するため、神戸商工会議所は、会社の被災などで職を失った人に再就職先をあっせんする事業に乗り出す方針を固めた。……認められれば経済団体による職業紹介の初のケースとな(る)。……神商議の構想によると、約一万に上る会員のネットワークを駆使して求人情報を収集、震災の失業者に情報提供し、再

就職を促す。業務をスムーズに運ぶため、専門の担当職員も配置したいとしている」。幻に終わった、神戸商工会議所(神商議)の職業紹介構想がそれである。

職業紹介は国が無料で行う。これがわが国職業安定法の定める原則となつている(同法三二条および三三条を参照)。阪神・淡路大震災という非常時にあつても、国はこの原則を変えなかつた。被災した新卒者や失業者のために新規の求人確保し、必要な場合には速やかに「失業なき労働移動」を図る。労働省がその必要性を認識していなかつたわけではもとよりない。ただ、日経連との連携のもと、同省が選択した措置は、既存の枠組みを一步も出るものではなかつた。ハローワーク(公共職業安定所)と、その姉妹関係にある産業雇用安定センター。図1や図2にみるように、求人情報はそのいずれかに最終的には集約されるものとされたのである。

このようにみると、神商議の構想が実現しなかつたのも不思議ではない。しかし、有事であればなおさら、平時であつても、こうした国営原則(monopoly of placement)に過

度に傾斜した職業紹介のあり方には問題がある(6)。将来に向けたその再検討を期待したい。

三 労働災害等への対処

1 労働災害

震災によつて発生した労働災害(労働者災害補償保険法(労災保険法)七条一項一号にいう「業務災害」および同二号にいう「通勤災害」)への迅速な対応。被災地に位置する労働基準局(兵庫労働基準局、大阪労働基準局)にとつて、これが最も大きな課題となつた。

一月二三日、労働省は、局長通達(基発二七号)により、任意様式にもとづく労災診療の取扱いについて措置したほか、二七日には、関係基準局管内のすべての労働基準監督署に総合相談窓口の開設を指示(基発三五号)。労災保険等に関する相談案件は、優先的な処理が図られることとなつた。また、同月三〇日には、労働省労働基準局補償課長により「地震による業務災害又は通勤災害の考え方」が示され、これに留意し適切な対応をとるよう指示がなされ

た(補償課長事務連絡四号)(7)。

地震に際しての業務上外の取扱いに関しては、すでに「伊豆半島沖地震に際して発生した災害の業務上外について」(昭四九・一〇・二五基取二九五〇号)があり、ここでは次のように述べられている。

a 労災保険における業務災害とは、労働者が事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験法則上認められる場合をいい、いわゆる天災地変による災害の場合にはたとえ業務遂行中に発生したものであつても、一般的には業務起因性は認められない。

b しかしながら、当該被災労働者の業務の性質や内容、作業条件や作業環境あるいは事業場施設の状況などからみて、かかる天災地変に際して災害を被りやすい事情にある場合には天災地変による災害の危険は同時に業務に伴う危険(又は事業主の支配下にあることに伴う危険)としての性質を帯びていることとなる。

c したがつて、天災地変に際して発生した災害も同時に災害を

図1 日経連との連携による新卒者および被災求職者のための求人確保

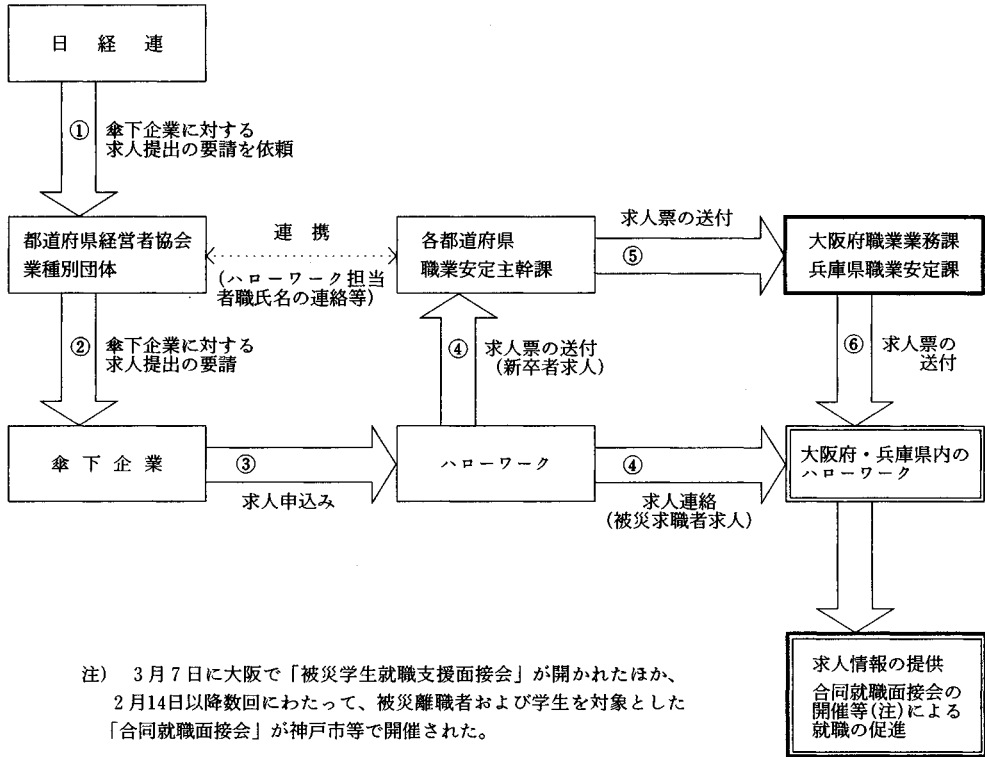


図2 日経連との連携による失業なき労働移動の促進

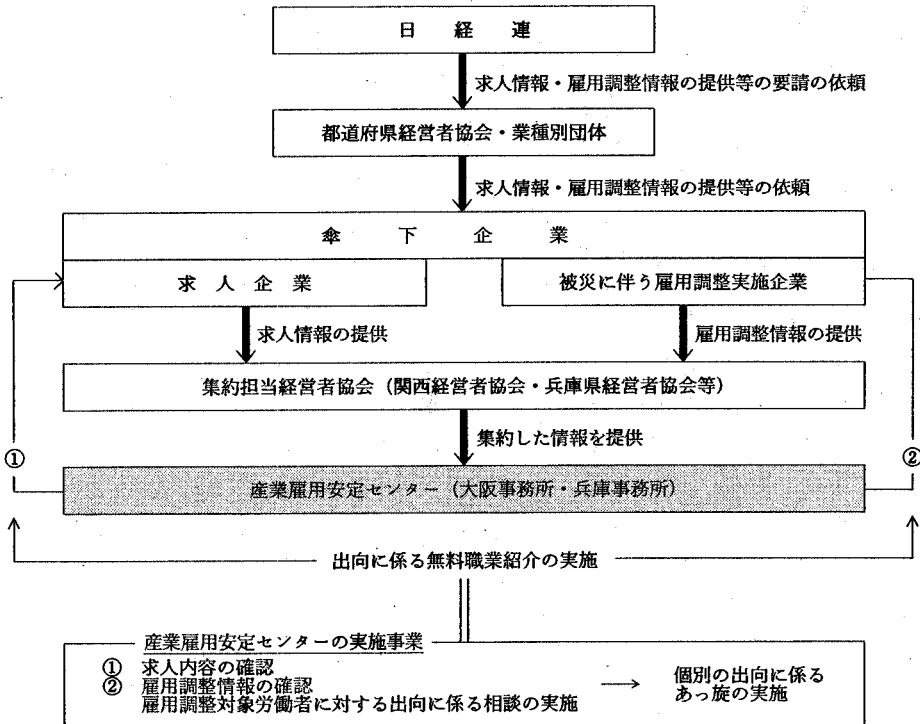


表7 労災保険給付の請求および支給決定状況 (平成7年4月17日現在)

		療 養	休 業	遺族・葬祭	合 計
兵庫労働基準局	請 求 件 数	162 (24)	79 (21)	40 (2)	281 (47)
	支 給 決 定 件 数	100 (19)	69 (13)	25 (0)	194 (32)
大阪労働基準局	請 求 件 数	34 (5)	19 (5)	5 (2)	58 (12)
	支 給 決 定 件 数	25 (5)	16 (5)	4 (1)	45 (11)
そ の 他	請 求 件 数	16 (1)	3 (0)	4 (0)	23 (1)
	支 給 決 定 件 数	10 (1)	2 (0)	3 (0)	15 (1)
全 国 計	請 求 件 数	212 (30)	101 (26)	49 (4)	362 (60)
	支 給 決 定 件 数	135 (25)	87 (18)	32 (1)	254 (44)

注) 復旧工事等の災害は含まない。()内は通勤災害に係るものの件数で内数である。

被災地を契機として現実化したもの、認められる場合に限り、かかる災害について業務起因性を認めることができるものである。

表8 災害発生原因別の労災保険給付請求・支給決定件数

(兵庫労働基準局管内、平成7年4月17日現在)

(原因別)	請 求 件 数			支給決定件数
	業務災害	通勤災害	計	
建物の倒壊、設備の倒壊・落下等	108	8	116	66
高速道路上(陥没、落下等)	34	4	38	33
電車の脱線(車内での転倒等)	0	17	17	17
道路上および階段での転倒等	14	18	32	17
作業中の施設内での転倒、火傷等	78	—	78	61
計	234	47	281	194

注) 復旧工事等の災害は含まない。

右の事務連絡も、こうした従来の考え方に沿ったものではあるが、そこに列挙された災害事例をみると、現実には可能なかぎり柔軟な対応をとるよう指示がなされたとい

表9 労働基準監督署の総合相談窓口における相談件数

(兵庫労働基準局管内、平成7年1月27日～4月17日)

	解 雇	賃金不払等	安全衛生	労災保険	そ の 他	合 計
件 数	1,012	1,390	762	552	873	4,589

に支給決定をみることもあった(表7参照)。なお、被害の最も大きかった兵庫労働基準局管内についてみると、「建物の倒壊、設備の倒壊・落下等」を原因とするものが最も多く、支給決定のあった一九四件のう

ち、その約三分の一を占める六六件を記録するものとなった(表8参照)。
 ただ、以上の数字は、復旧工事等に伴う二次災害の死傷者(死亡一〇件、負傷二五一件、兵庫労働基準局管内(四月一七日現在)を含んではない。被災地においては、かかる二次災害を防止するため、二月一日以降、数回にわたって、震災により倒壊したビル等の解体現場の安全パトロールが実施されたほか、復旧工事等の安全確保を図るため、専門家の派遣等が行われたが、労働災害の発生をゼロに抑えることはできなかった。また、公務災害による死傷者の数も少なくなかったという。

2 その他

以上のほか、兵庫・大阪の各労働基準局は、被災労働者の労働条件の確保にも積極的に取り組み、管内の労働基準監督署に設けられた総合相談窓口においては、解雇や賃金不払等の相談にも従事。兵庫労働基準局の場合、管内における相談件数は、一月二七日の窓口開設後四月一七日までの間に計四、五八九件に達し、その二分の一以上が実際にはこれら

の相談で占められることとなった(表9参照)。また、これに関連して、二月二〇日から四月二〇日まで、兵庫県の三労働基準監督署(神戸東、神戸西、西宮の各監督署)では、賃金の支払の確保等に関する法律七条に定める「未払賃金の立替払制度」に関する専用窓口を設置。その機動的な実施が図られるにいたった。

なお、被災地においては、倒壊したビル等の解体作業が進むにしたがい、粉じん問題が深刻化。前述の安全パトロールにおいては、粉じん障害を防止するため、解体作業に従事する労働者に防じんマスクを無償配布し、着用の徹底が図られたほか、管内の各監督署においても防じんマスク等の無償配布が行われた(8)。

- (1) 雇用保険法施行規則附則一五条により、平成七年六月三〇日まで(平七・三・三一労令二三号により三ヵ月間延長)は、暫定措置として次のような助成金が支給される。
 - ① 休業・出向の場合、事業主が支払った休業手当等の三分の二(中小企業は四分の三)
 - ② 教育訓練の場合、事業主が支払った教育訓練手当の四分の三(中小企業は五分の四) プラス訓練費として一日一人当たり

三、〇〇〇円

なお、震災による休業の場合には、使用者は労働基準法二六条に定める休業手当の支払義務を負わないものと解されるが、今回の震災においても、この休業手当に相当する額の手当を支払うことが助成金の支給要件とされたようである(ちなみに、本則である雇用保険法施行規則一〇二条の三第一項二号イ(3)は、手当が労働基準法二六条に違反していないことのみを要求している)。

(2) これにより、新卒者を含む継続雇用期間六ヵ月未満の者については、以下のような助成金が支給されることとなった。

- ① 休業の場合、日額二、九〇〇円(中小企業は三、二〇〇円)
- ② 教育訓練の場合、日額四、〇〇〇円(中小企業は四、三〇〇円) プラス訓練費として一日一人当たり三、〇〇〇円
- ③ 出向の場合、事業主が支払った賃金額の三分の二(中小企業は四分の三)

(3) なお、広域求職活動費については、①災害による離職者、②被災地域に居住する者で公共職業安定所長が就職困難と認める者も、その支給対象に加えられた。

(4) 「被保険者」について定義した雇用保険法四条一項、および「保険関係」の成立について規定した労働保険の保険料の徴収等に関する法律四条を参照。なお、基本的には、週の所定労働時間が三三時間以上の者(通常の一般被保険者)については、離職前一年間に賃金支払基礎日数が一四日以上あった月が六ヵ月以上あることが要件となる。また、週の所定労働時間が二〇時間以上三三時間未満の者(短時間労働被保険者)については、離職前二年間に賃金支払基礎日数が一四日以上あった月が一

二ヵ月以上あることが要件となる。

- (5) 事業種別とは、河川、海岸、砂防、農業、山林、水産、道路、鉄道、通信、港湾、空港、都市計画、水道、住宅、宅地、工場施設、官庁官署、文教施設、厚生施設をいう。「吸収率告示」(平七・三・三二労告一〇号)別表を参照。
- (6) なお、関西経営者協会専務理事の豊田伸治氏は、無料職業紹介事業について定めた職業安定法三条が、被災地の勤労者の雇用確保という緊急事態にはまったく対応できなかったことを指摘される。同「労働法学研究会二〇〇〇回を記念して」労働法学研究会報二〇〇〇号(平成七年三月三日号)一六頁を参照。
- (7) 総合資料M&L一七七号(平成七年三月一五日号)七二頁以下所収。

(8) 被災地では、建築物の解体や撤去に関連して、アスベスト(石綿)の飛散がとくに大きな問題となった。折りしも、以前から予定されていた関係政省令の改正が震災後まもなく実現。特定化学物質等障害予防規則の改正(平七・一・二六労令三三号、四月一日施行)により、事業者は以下の義務を課せられることになった。

- ① 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具および作業衣等を使用させなければならない(三八条の九)。
- ② 建築物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ石綿等が使用されている箇所および使用の状況を調査し、その結果を記録しておかなければならない(三八条の一〇)。
- ③ 石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合において、当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させると

きは、当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う場所から隔離しなければならない(三八条の一)。

【後記】 本稿の作成にあたっては、兵庫県労働部労働福祉課主任の服部功氏、日本労働研究機構統括研究員の田宮和夫氏、同主任研究員の楠貞雄氏(現国際労働財団)から資料の提供を受けた。記して謝意を表したい。なお、兵庫県では二月一五日以降、神戸市、西宮市、津名町の三ヵ所に総合労働相談所を開設するなど、活発な相談活動を行っている。このこともあわせて付記しておきたい。

(こじま・のりあき)